

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの（拡充を求めるもの）

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ^{※注} <input type="checkbox"/> その他 ()		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 分野 <input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設 </div>
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 <input checked="" type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> その他	担当省庁 担当部局 名称	林野庁 林務部
件名	11 森林整備加速化・林業再生交付金事業（木造公共施設整備事業）における採択基準の拡充について		
提案市	東御市		
提案要旨	地域材を活用し、木材需要を高めるため、森林整備加速化・林業再生交付金事業における木造公共施設等整備の補助対象事業費に、電気・上下水道工事等を付け加えていただくよう要望する。		
提案理由	国内における木材需要をより高めるために本事業は有効な事業であることから、事業をより推進させるため、建物として必要不可欠の電気・上下水道設備は是非、補助対象に加えていただきたい。		
現況及び課題等	交付率：定額（1／2以内） 現在の実施要綱では、建築本体については1／2の補助金が交付されるが、電気・上下水道工事等が補助対象外となっている。		
関係法令	森林整備加速化・林業再生交付金実施要綱 森林整備加速化・林業再生交付金実施要領の運用について		